

議案第 35 号

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

四万十町地域包括支援センター条例（平成18年四万十町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

（1） 法第 8 条の 2 第16項に規定する介護予防支援事業

（2） 法第115条の45に規定する地域支援事業

第 3 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、四万十町介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年四万十町条例第 号）附則第 3 条に規定する町長が定める日の翌日から適用し、同日までの間、この条例による改正前の第 3 条は、なお効力を有する。